



■はじめに

生産者や関係者の要望等を踏まえて、ぎふ清流GAP評価制度が一部改正されました。今後、申請を予定している方は、制度の最新情報をご確認の上、申請準備を進めてください。また、組織によるGAPの取り組みでは、事務局の役割が重要です。まずは、組織運営の仕組みやルールづくりから始めることが大切です。

■トピックス ～ぎふ清流GAP評価制度 一部改正の概要～

万博等の調達基準へ対応するための監査の導入

評価生産者が博覧会等の農産物調達基準への対応を希望する場合、年1回、農林水産省策定の「国際水準GAPガイドライン」の全項目を遵守しているかについて監査を受ける必要があります。

【適用時期】 令和7年1月～

【対象者】 万博等への納品が決定している評価生産者

【費用】 無料

*留意事項:監査を受けることによって万博等へ県が納品を斡旋するわけではありません。

精米・仕上茶のロゴマーク表示の拡大

評価申請者が生産した『精米』と『仕上茶』に「ぎふ清流GAPロゴマーク」を表示することができるようになりました。

【適用時期】 令和7年1月～

【対象】 評価品目である玄米または荒茶を100%原料としたもの

【申請方法】 評価の新規申請または変更申請時に申請

【評価方法】 ぎふ清流GAP精米評価基準または仕上茶評価基準に基づき実施

【表示要件】 評価基準の全ての項目について適合し、ぎふ清流GAPロゴマーク使用取扱要領の使用基準を満たす場合

新規・変更の申請期間の変更

申請期間(新規・変更・更新)は4～12月でしたが、新規または変更の申請については、「常時」に変更されます。更新の申請期間については変更ありません。

【適用時期】 令和7年4月～

【申請期間】 新規・変更申請：常時

更新申請：有効期間の最終年度の12月31日まで(変更なし)

制度の詳細については、各農林事務所までお問い合わせください。
要綱、要領、申請等の様式は、岐阜県ホームページをご覧ください。

*右の「QRコード」もしくは「ぎふ清流 GAP 評価制度」で検索



要綱・要領・様式等
(県ホームページ)

■GAPでの重要な視点(組織でのGAP取り組み)

視点

ぎふ清流GAP評価制度では、出荷組合等の組織によるGAP取り組みも評価が可能です。出荷組合等が組織で取り組む場合、事務局の役割がとても重要です。



出荷組合としてぎふ清流GAP評価制度の評価を受ける場合、事務局の役割を教えてください。

ぎふ清流GAP評価制度に出荷組合として申請する場合、「組織評価」を受けることとなります。

組織評価では、組織管理および販売管理システムの妥当性について評価する「事務局評価」と、組織に所属する各農場（構成員）の管理状況を評価する「サンプル農場評価」の両方を行います。

「事務局評価」では事務局の役割として、各農場の基本情報を把握する他、業務ごとの責任者や責任範囲を明確にして、運営規則等に基づいた運営されているか、マネジメント機能が求められます。また、各農場が組織のルールに沿った農場管理ができているかチェックすることに加え、事務局自体の運営についてチェックすることも事務局の大切な役割のひとつです。



それでは、組織評価規準「組 1.8」にある「組織管理の自己点検や内部検査」とは、事務局としてどのようなことを実施すればいいですか？

「組 1.8」は、事務局監査の実施に関する評価項目です。

事務局が運営規則等に基づいて正常に機能しているか確認するため、事務局担当者による自己点検や内部監査員による内部点検の実施が求められます。

まずは、内部監査員や実施時期、チェック項目等を定めた監査規程を作成することから始めましょう。監査実施後は、監査結果を検証し、指摘内容に基づいて改善措置を行います。必要に応じて組織のルールや管理体制を見直すことで、持続可能な組織運営を実現します。



■「ぎふ清流GAP評価制度」に関する情報

Webサイト 検索 [ぎふ清流GAP \(岐阜県公式ホームページ\)](#)
制度の概要(要領・要綱の閲覧)、申請様式等のダウンロード、認証農場の紹介



■「ぎふ清流GAP通信」に関するお問い合わせ

(一社)岐阜県農畜産公社 ぎふ清流GAP推進センター

電話:058-216-1566 FAX:058-216-1567 Eメール:gifu-gap@gifu-notiku.com